

青森県教育委員会第720回定例会会議録

期 日 平成21年1月7日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

- 議案第1号 八戸市立高等看護学院の専修学校認可について
- 議案第2号 学校職員の人事について
- そ の 他 大湊地区における連携型中高一貫教育の見直しについて
- そ の 他 職員の懲戒処分の状況について
- 委員長選挙

平成21年1月7日(水)

- ・開会 午後3時30分
- ・閉会 午後4時05分
- ・出席者の氏名
川村恒義、鈴木秀和、福島哲男、島 康子、高橋幸江、(教育長)田村充治
- ・説明のために出席した者の職
橋本教育次長、細越教育次長、尾崎参事、小林参事、金子参事、長尾参事、山谷参事、外崎参事、教育政策・教職員各課長
- ・会議録署名委員
福島委員、島委員
- ・書記
相坂 譲、白戸克幸

会 議

議案第 1 号 八戸市立高等看護学院の専修学校認可について

(事務局説明 白石教職員課長)

八戸市から保健師助産師看護師法に基づく看護師養成所として昭和 43 年から設置している八戸市立高等看護学院について、平成 21 年 4 月 1 日付けで公立専修学校として設置したい旨の認可申請があった。

その趣旨については、八戸市においては、近年の看護師に対する需要増加を踏まえつつ、生徒の進路志望に対応できるよう、平成 21 年度から専修学校とすることとしたいというものであり、これにより、大学、短大、専修学校を卒業した後の入学生に対し、既習科目の履修を一部免除することができること、進学や大学への編入により、保健師・助産師のみならず、認定看護師や専門看護師を目指すことができるということ、また、日本学生支援機構から奨学金を受ける資格を得ることができ、経済的に余裕のない学生でもアルバイトをせず、学業に集中できるといった点が期待されている。

学校教育法に基づいた様々な基準があるが、八戸市立高等看護学院の申請に対し、書類審査及び現地調査を行った結果、修業年限、授業時間数、生徒数などについて、学校教育法及び専修学校設置基準に適合していることから、学校教育法第 130 条第 1 項の規定に基づき設置を認可することが適当と認められるものである。

(川村委員長)

ただ今の説明について、質問・意見はあるか。

(鈴木委員)

県内に看護学校はたくさんあると思うが、このような形で専修学校となった例は、ほかにあるのか。

(白石教職員課長)

現在はないが、県立保健大学の前身である県立高等看護学院は、当時専修学校であった。

(川村委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第 1 号は、原案どおり決定してよいか。

(全議員)

異議なし。

(川村委員長)

それでは、議案第 1 号は、原案どおり決定する。

議案第 2 号 学校職員の人事について
(非公開の会議につき記録別途)

そ の 他 大湊地区における連携型中高一貫教育の見直しについて
(事務局説明 白石教職員課長)

むつ市大湊地区で実施している連携型中高一貫教育の見直しについて、説明する。

はじめに、本県における連携型中高一貫教育の取組状況についてであるが、平成 13 年度から田子町立田子中学校と県立田子高等学校、平成 14 年度からむつ市立大湊中学校と県立大湊高等学校において実施しているところである。

成果について、中高の教員をはじめ、取組に関わってこられた方々の御尽力により、中学校の基礎学力や進路意識の向上、教員の相互理解や保護者等の学校理解が促進されるなどが挙げられている。

課題について、連携中学校における生徒数の減少、連携型入学者選抜によって合格した生徒の学習意欲の持続などが挙げられている。

次に、環境の変化については、連携型中高一貫教育を導入した当時に比べ、県内各地において小中連携や中高連携に関する取組が行われるなど、小・中・高を通じた計画的・継続的な教育の重要性について、教員をはじめ、関係者の理解が深まってきている状況にある。

こうした状況を踏まえ、昨年 8 月に公表した県立高等学校教育改革第 3 次実施計画においては、特定の中学校と高等学校における連携型中高一貫教育について見直しを進めることとしたところである。

この中で、大湊地区における連携型中高一貫教育については、大湊中学校から大湊高等学校へ入学する生徒の数が大湊高校の定員の約 1 割で推移しており、中高一貫教育のメリットを生かした指導が難しくなっている、また、生徒の約半数が大湊高等学校以外の高校へ進学を希望する中、大湊中学校において、進路志望の多様化に対応した適切な指導が難しいことなど、連携型中高一貫教育を継続していく上での課題が指摘されている。

さらに、大湊中学校では、学区外の小学校から連携型入学者選抜によって大湊高等学校へ入学することを希望する児童を受け入れるため「連携コース」を設けているが、むつ市が導入する小中一貫教育では、大湊中学校は本来の学区である大湊小学校と城ヶ沢小学校の 2 校と連携するということから、他の小学校から入学してくる「連携コース」については、事実上、継続が困難な状況となっているところである。

県教育委員会では、大湊地区における連携型中高一貫教育の方向性について、むつ市教育委員会と意見交換を重ね、また、昨年 12 月 5 日には、今後の方向性について、保護者及び地域住民等を対象とした説明会を開催し、意見等をいただいたところである。

これらを踏まえ、大湊地区における連携型中高一貫教育については、これまでの取組における成果や、取組を継続していく上での課題、中高一貫教育を取り巻く環境の変化などを総合的に勘案し、当該地区のみならず、地域全体を視野に入れた小・中・

高の12年間を見通した計画的・継続的な教育の推進という観点から発展的に解消することとしたものである。

なお、連携型中高一貫教育の解消にあたっては、制度として位置づけられている大湊中学校の「連携コース」については平成21年度から、大湊高等学校における「連携型入学者選抜」については平成24年度から廃止することとしたいと思っている。

このことにより、現在、大湊中学校の「連携コース」に在籍している生徒及び平成23年度までに大湊高等学校に入学した生徒については、それぞれの学校において、卒業まできめ細かな指導体制を維持することができると考えている。

今後の手続きとしては、むつ市教育委員会と見直し内容、手続き等について文書による協議を行った後、関係機関等への周知を行うこととしている。

また、制度を廃止することに伴う教育委員会規則等の改正については、県教育委員会及びむつ市教育委員会において、所要の手続きを行うこととしている。

県教育委員会としては、大湊地区の連携型中高一貫教育において培われてきたノウハウを活かしながら、今後とも、地域全体を視野に入れた小・中・高の連携による教育の更なる推進に努めて参りたいと考えている。

なお、田子地区における連携型中高一貫教育については、田子中学校から田子高等学校へ入学する生徒の数が、定員の6～8割を占めるなど、中高一貫教育のメリットを生かした教育活動が展開されている状況にある。

しかしながら、今後については、この地区において、中学校卒業予定者数の減少が予想されており、引き続き、検証を行って参りたいと考えているところである。

(川村委員長)

ただ今の説明について、質問・意見はあるか。

(島委員)

説明会のことだが、参加された先生方、保護者の方、地域住民の方の反応というか、理解のほどというか、どのような意見が出されたのか。

(白石教職員課長)

12月5日に開催した説明会においては、小中学校の保護者や教員、地域住民など約60名の方に出席いただいたところである。まず、連携型中高一貫で大湊高校に入学した生徒の大学への進学状況はどうなっているのかといった質問があった。また、取組を進めていく上で様々な課題が指摘されている中、今回解消の方向性を示したことは良いことであるという意見があり、参加された皆さんほぼ、やむを得ないということで状況を理解いただけたと思っている。

(川村委員長)

ほかに質問・意見はあるか。

なければ、ただ今の説明については、了解した。

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

(事務局説明 尾崎参事職員福利課長)

県教育委員会が12月に行った職員に対する懲戒処分の状況を報告する。

12月中に懲戒処分を行った事案は3件であるが、これらのうち、まず事務局分の事案1について報告する。

事案1は、自動車を運転中、前方の信号が変わりそうになったため信号が変わる前に通り抜けようとアクセルを踏み込み、時速50km以上の速度超過を犯したものである。懲戒処分については、時速30km以上の場合は戒告としているところであるが、超過した速度が著しいことから減給1ヶ月とした。

この職員に対しては、懲戒処分書の交付後、厳しく訓示するとともに、所属長に対しても職員の指導について要請したところである。

(事務局説明 白石教職員課長)

続いて、学校分の事案2及び事案3の2件について報告する。

事案2及び事案3は、いずれも最高速度を超える速度で自動車を運転し、警察に検挙されたもので、それぞれ戒告の懲戒処分とした。

教職員の服務規律の確保については、機会あるごとに、会議や通知等により、指導の徹底をお願いしてきたところであり、教職員一人一人が自覚を持って、服務規律の確保に努めるよう引き続き周知徹底を図って参りたい。

(教育長)

事案1については、私からも所属長を呼び、服務規律の確保について特に指示したところである。

(川村委員長)

ほかに質問・意見はあるか。

なければ、今後も指導を徹底して、再発しないようお願いしたい。ただ今の説明については、了解した。

(白石教職員課長)

恐縮であるが、先ほど八戸市立高等看護学院の専修学校の認可について、鈴木委員から御質問のあった専修学校の件であるが、私が申し上げたのは公立という着眼点でお話したが、公立以外に専修学校は2校あるので、恐縮ながら追加させていただきたい。県内では、独立行政法人国立病院機構弘前病院附属看護学院、それから八戸市にあるシルバーリハビリテーション協会八戸看護専門学校第1学科という専修学校があるとのことであるので、付け加えさせていただきたい。

委員長選挙

(川村委員長)

次に、委員長の任期が来たる1月9日で満了となるので、次期委員長の選挙を行う。選挙の方法は、青森県教育委員会会議規則第4条の規定により無記名投票と指名推せんの2通りあるが、いかがすべきか。

(教育長)

投票としたらいかがか。

(川村委員長)

ただいま、教育長から投票がいいのではないかという意見があったが、皆様、いかがすべきか。

(全委員)

よろしい。

(川村委員長)

それでは、選挙の方法は、投票とする。

事務局から投票用紙を配付させる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定により、教育長に任命された委員を除く委員のうちから委員長を選挙しなければならないことになっているため、お手元の投票用紙に田村教育長を除いた委員の名前が記載されている。

委員長に選任したい方の氏名の上欄に丸印を書いていただきたい。

これから、皆様のところに事務局で参るので、投票箱に投票用紙を入れていただきたい。

開票作業を事務局にお願いしたい。

(事務局開票作業)

(川村委員長)

それでは、選挙の結果を発表する。投票数6票、有効投票数6票。うち川村委員5票、鈴木委員1票。以上のとおりである。

選挙の結果、委員長に私が再任されることが決定した。なお、任期は平成21年1月10日から平成22年1月9日までである。

それでは、一言、挨拶申し上げる。浅学非才の私が再度、委員長という大役を仰せつかることになった。任期中、精一杯がんばる所存であるが、皆様の御支援、御協力をよろしくお願いしたい。